

南相馬市第三次総合計画 基本計画（素案）概要

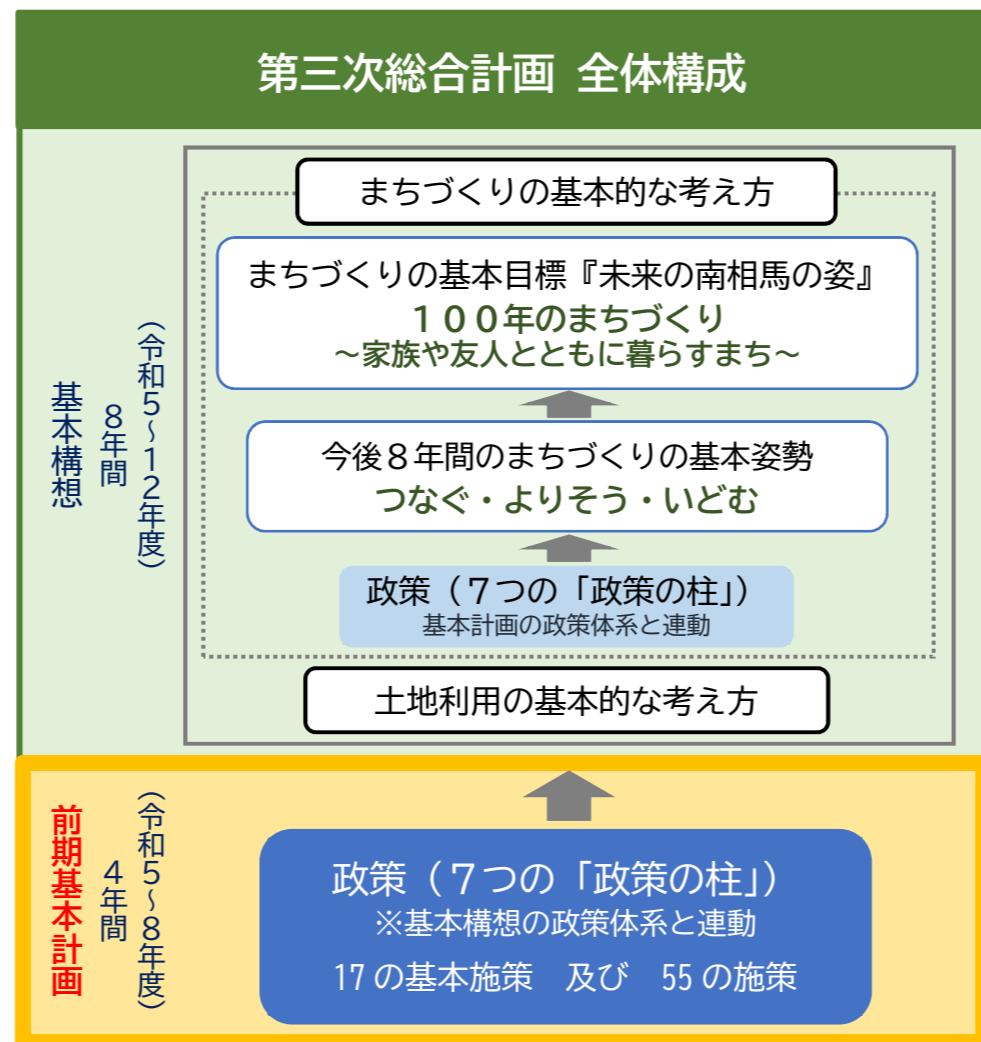
基本計画とは

基本計画は、令和5年度を始期とする第三次総合計画基本構想を踏まえ、基本構想を実現するための施策の基本的な方向性を定めるため、策定するものです。

また、第三次総合計画のまちづくりの基本的な考え方に基づきながら、人口減少克服・地方創生を推進する必要があるため、創生第10条に基づく計画として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付け、一体的に取り組んでいくこととします。

さらに、当該基本計画は、基本構想に掲げた、市民、事業者、まちづくり団体、行政が一体となって、協働によるまちづくりを進めるための基本姿勢である「つなぐ・よりそう・いどむ」の考えの下、まちづくりの基本目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現のため、7つの政策の柱に基づき、様々な課題解決に向けて重点的に施策展開していくものとします。

第三次総合計画 全体構成



前期基本計画のポイント

- 府内における施策評価、市民・中高生・職員意識調査、若者団体との意見交換会等の調査結果をもとに検討しました。
- 第二次総合計画後期基本計画の施策体系（政策の柱・基本施策・施策）を継承しつつ、市民にとって分かりやすくシンプルかつ時代に合わせた体系に変更します。
- 7つの政策の柱には、新たに「原子力災害復興」を設け、他の6つの柱とともに、横断的・複合的に取り組み、今後8年間で市民が震災と原発事故からの復興・再生を実感できることを目指します。
- SDGsの視点を踏まえ、持続可能なまちづくりに取り組むものとします。
- 7つの柱ごとに、目指す姿と、重要目標達成指標（KGI）を新たに設定します。
- 施策ごとに、重要業績評価指標（KPI）を設定し、SDGsの達成目標の視点も踏まえ進捗管理を行います。
- 住民参画・協働によるまちづくりの視点から、市民・事業者の取組を例示します。

政策（7つの「政策の柱」）

「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの視点を踏まえ、次のとおり7つの「政策の柱」を掲げ、取り組んでいきます。

政策の柱1 教育・学び

教育水準の向上などにより、子どもの未来を切り拓く力を高めるとともに、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します。

政策の柱2 こども・子育て

すべての子どもの権利と暮らしを守り、子どもが笑顔で暮らせるまちを目指すとともに、少子化対策などに取り組み、安心して子どもを産み育て、子どもの成長に喜びを感じ、充実した子育てができるまちを目指します。

政策の柱3 健康・医療・福祉

市民の健康づくりの推進、医療・福祉体制の整備や連携の強化などにより、誰もが安心して健康で暮らせるまちを目指します。

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

地元企業の発展を支えるとともに、新たなチャレンジを応援するまちとして、本市の魅力ある地域資源を生かし、訪れたくなる・住みたくなるまちを目指します。

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

道路網・上下水道や住環境の整備、公共交通の確保、ごみの減量化など住みやすいまち、脱炭素社会の実現や交通安全・防犯の推進など、環境に配慮し、快適なまち、想定を超える災害に対し、しなやかで強靭な地域社会を構築し、安全で安心なまちを目指します。

政策の柱6 地域活動・行財政

市民一人ひとりが成長・活躍できるよう支援します。また、突発的な事象や不測の事態に対し、機動的に対応します。さらに、健全な行財政運営を図り、将来へ向けて持続可能なまちを目指します。

政策の柱7 原子力災害復興

国・県等とも十分に連携を図りながら、福島イノベーション・コート構想を推進します。また、今後、更なる少子化対策、移住定住の促進、不足する医療・福祉分野等の人材を確保します。さらに、風評払拭に向けた取組を推進するとともに、廃炉作業を安全かつ着実に進めるよう、国、事業者に求めていくなど、原子力災害からの復興・再生を目指します。